

敦賀・美浜・若狭地区《税の情報誌》

知らなくちゃ! 税

第27号 / 2014年2月



博物館通り (敦賀市)

敦賀市相生町にある通称「博物館通り」。

昭和初期に建てられた敦賀市立博物館を先頭に古風な建物が目を惹きます。

石畳が敷き詰められたこの通りには、かつて大正から昭和初期に建てられた町家がありましたが、昨年そのうち3棟を改修し、それぞれカフェ・パン屋・そして陶器や輸入雑貨を扱う雑貨店として生まれ変わりました。

ここを訪れると懐かしい昭和の雰囲気を味わうことができます。

発行 敦賀税務連絡協議会

ホームページアドレス

<http://www.taxsuruga.jp>

敦賀納税貯蓄組合連合会
敦賀青色申告会
(公社) 敦賀法人会
敦賀間税会

北陸税理士会敦賀支部
敦賀小売酒販組合
敦賀商工会議所
わかさ東商工会

資料提供

敦賀税務署
福井県嶺南振興局
敦賀市 / 美浜町 / 若狭町

この社会あなたの税がいきている



ネットなら便利!24時間

確

定

申

告

e-Tax

所得税の確定申告 e-Taxならこんなにいいこと



添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出又は提示を省略することができます。



還付がスピーディー

e-Taxで提出された還付申告は、早期処理しています(3週間程度に短縮)。



24時間利用できる

申告書は、自宅やオフィス等からいつでもインターネットで提出することができます。

e-Taxのご利用に当たっては、事前準備が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

www.nta.go.jp

申告と
納税は

所得税及び復興特別所得税・贈与税

3月17日(月)まで

消費税及び地方消費税(個人事業者)

3月31日(月)まで

詳細については、税務署にお尋ねください。 敦賀税務署 0770-22-1010

確定申告会場のお知らせ

場 所	会 場 設 置 期 間	相 談 受 付 時 間	主 催
敦賀税務署申告会場 敦賀市鉄輪町1丁目7番3号(敦賀駅前合同庁舎)	平成26年2月 3日(月)から 平成26年3月17日(月)まで 〔消費税については3月31日(月)まで〕	9:00～16:00	敦賀税務署

1月31日(金)以前に、確定申告の相談を希望される方は、税務署において相談することができますが、限られた職員で対応しておりますので、お待ちいただく場合があります。

なお、税務署の申告相談会場の受付時間は、午前9時から午後4時です。会場の混雑状況により、午後4時前であっても受付を終了する場合があります。

納税証明書の交付請求書作成は、税務署窓口のパソコンをご利用ください。

1枚400円の手数料が370円になります(1税目1年度)。職員が作成のお手伝いをいたします。

なお、e-Taxでオンライン請求されている方は、引き続きe-Taxをご利用ください。

北陸税理士会敦賀支部

あなたの暮らしのそばにいる。(北陸税理士会 敦賀支部)

氏名	事務所所在地	電話番号	氏名	事務所所在地	電話番号
中村 藤夫	敦賀市津内町	22-1343	森 輝夫	敦賀市神楽町	25-7770
田中 信幸	敦賀市新松島	25-8585	渡辺 征二	敦賀市結城町	20-0116
竹長 徹	敦賀市中央町	24-0855	安久 彰	敦賀市開町	23-0525
西山 了信	敦賀市谷口	22-4226	橋本 勉	敦賀市木崎	23-0215
山形 晃	敦賀市三島	22-2511	松崎 利夫	敦賀市本町	22-0157
濱本 幸雄	敦賀市鞠山	22-2848	辻 達博	敦賀市中央町	21-1355
中村 淳	敦賀市津内町	22-1343	本川 芳宏	敦賀市相生町	21-3307
加藤 智二	敦賀市本町	22-0157	荒本 一俊	敦賀市本町	23-2666
森口 春幸	敦賀市結城町	20-0116	橋本 佳和	敦賀市木崎	23-0215
古坂 貴司	若狭町仮屋	62-2218	中山 忠芳	敦賀市開町	23-3426
竹長 妙	若狭町鳥浜	45-3855	金森 文質	敦賀市本町	22-0157
山形晃士郎	敦賀市三島	22-2511	竹内 収平	若狭町持田	64-1885
田邊 繁雄	敦賀市中央町	24-0855	税理士法人中村会計	敦賀市津内町	22-1343
税理士法人 TACT	敦賀市結城町	20-0116	税理士法人竹長会計	敦賀市中央町	24-0855
敦賀中央税理士法人	敦賀市本町	22-0157	税理士法人竹長会計わかさ事務所	若狭町鳥浜	45-3855
敦賀中央税理士法人森事務所	敦賀市神楽町	25-7770			

毎年2月23日は税理士記念日です。プラザ萬象において無料申告相談会を開いたします。

場 所	開 催 日	開 催 時 間	主 催
プラザ萬象第4会議室(敦賀市)	平成26年2月20日(木)	9:30～16:00	北陸税理士会敦賀支部

北陸税理士会「成年後見支援センター」のご案内

認知症になっても、障がいがあっても、
自分らしく生きるために…

「成年後見制度」

気軽にご相談ください。

相談は
無料です

成年後見支援センターを利用するには

お電話
ください!

076-223-1841

《所在地》〒920-0022 金沢市北安江3-4-6

《相談日》電話相談 毎週月曜日

《相談時間》午前10時～12時(受付は11時30分まで)

《休室日》祝日及び夏期、年末年始等

平成25年度 中学生の「税についての作品」入賞者

敦賀納税貯蓄組合連合会では、税についての理解と関心を深めていただくため、敦賀税務署管内の中学生を対象に「税についての作品」を募集させていただきました。本年度は、作文、書道とポスター合わせて544点の応募があり、審査の結果、次の方が入賞されました。多数のご応募ありがとうございました。

ポスターの部

○敦賀税務署長賞
庄司 琴乃（粟野中学校1年）



○北陸納税貯蓄組合総連合会長賞
岩崎 祐奈（粟野中学校1年）



○敦賀納税貯蓄組合
連合会長佳作
須貝 愛奈
（粟野中学校1年）
原田 有佳
（粟野中学校2年）
安藤 優香
（粟野中学校2年）

作文の部

○敦賀税務署長賞
今井 未来（三方中学校3年）
田中紗姫乃（気比中学校2年）
○敦賀市長賞
古川 萌愛（気比中学校2年）
○美浜町長賞
四ツ橋千香（美浜中学校3年）
○若狭町長賞
吉村 碧（三方中学校3年）
○北陸納税貯蓄組合総連合会長賞
秋山 史泉（美浜中学校3年）

○敦賀納税貯蓄組合連合会長賞
岩井 新（角鹿中学校2年）
安部 鈴佳（気比中学校2年）
○敦賀青色申告会長賞
今田 裕海（松陵中学校3年）
川端 康平（松陵中学校2年）
○（公社）敦賀法人会長賞
山口 大輝（気比中学校3年）
小畑 圭央（粟野中学校1年）

○敦賀間税会長賞
尾上 茉優（美浜中学校3年）
柿本 裕亮（気比中学校2年）
○敦賀納税貯蓄組合連合会長佳作
伊藤 泰我（松陵中学校3年）
川口菜々子（松陵中学校3年）
服部 竜哉（気比中学校2年）
内藤明日真（松陵中学校2年）
三田村亮平（気比中学校2年）
吉村 大光（松陵中学校2年）

感動を生み出す

三方中学校3年 今井 未来

先日、県の陸上の大会が行われました。いわゆる夏の大会です。勝って全中・北信越を決めた者がいる反対に、負けて引退が決まった者が数多くいました。特にリレーでは、たくさんの涙が流されました。勝ち抜いた涙もあれば、負けてもうみんなでバトンをつなげなくなった涙です。多くの感動が生まれたこの日の舞台は、県営の競技場でした。

県が運営しているということは、やはりその多くは税金でまかなわれていると思います。また、私達やライバル達がこのような大会に参加するために、一生懸命練習ができるのは学校があるおかげです。世界には学校に通えない人がたくさんいます。それどころか、飢えて一日に四万人もの人々が命を落としているそうです。こんな中、私達は学校に通って勉強ができる上に、部活動にも熱心にとりくむことができます。それも、税金のおかげといえます。学校がなければ、通えません。教科書などの勉強道具がないと勉強できません。部活をする場所がないと練習できません。道具がないとできないものも多いです。学校は税金で建てられましたし、教科書も全て税金でまかなわれてきました。部活には体育館や音楽室、グラウンドなど多くの場所がやはり税金によって整備されました。道具は親に買ってもらうつもりでも、陸上部でいえば、たくさんのハードルやスターティングブロック、砲丸、高跳びのためのマットなど、

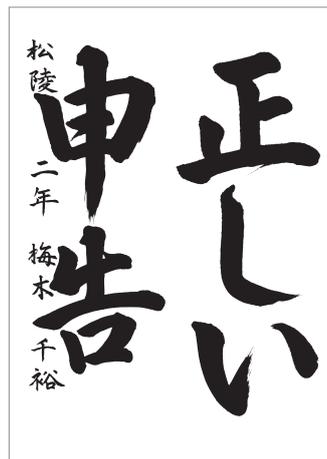
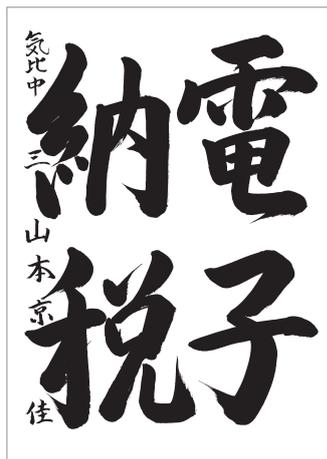
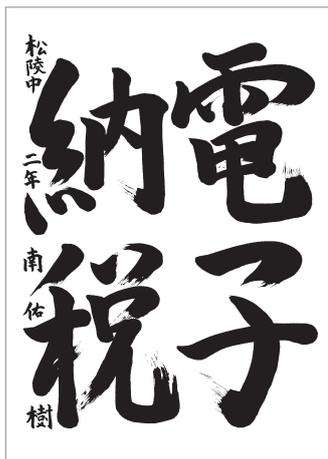
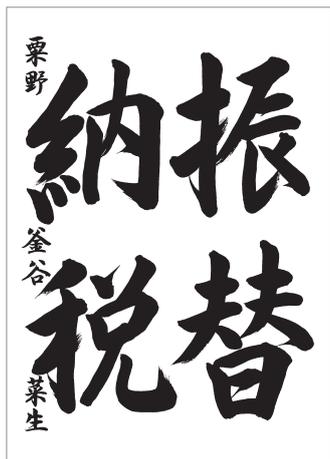
全てを負担するにはあまりにも高すぎます。そして、私達に欠かれないのは指導者の先生方です。顧問の先生は、学校の教師なので、税金によって雇われています。指導者の先生方もまた、熱心に指導してくださるため、私達は技術的に成長できるだけでなく、人間性も育むことができました。

もし、税金がなかったら、豊かな家の人は学校に通っても、貧しい人は通えなかったかもしれません。そんなの、私は嫌です。皆が一緒に入学して、それぞれ部活を選んで、一生懸命練習して、時には部活を越えて励まし合える。同じ部活を選んだ者同志、競い合い高め合い、一緒に乗り越え、喜びも悲しみも分かち合える。今の私達にはこれが許されます。育った環境こそ違えど、皆平等です。だからこそ、見ている人にも競技している人にも感動が生まれるのだと思います。

私は今回の大会を通じて、税金への感謝の気持ちを持ちました。どれか一つでも欠けていたら、これまでの感動は生まれません。だから、身近で支えてくれている親や先生、仲間への感謝はもちろん、納税をしてくださっている全ての方々に支えられているのだと気持ち、心からお礼を言いたい気持ちになりました。環境を豊かにするだけでなく、感動を生み出し、心も豊かにする税金。私も立派な大人になって、しっかり納税していきたいです。

書道の部

- 福井県知事賞
釜谷 菜生 (粟野中学校 3年)
- 敦賀市長賞
南 佑樹 (松陵中学校 2年)
- 北陸納税貯蓄組合総連合会長賞
山本 京佳 (気比中学校 3年)
- 福井県納税貯蓄組合総連合会長賞
梅木 千裕 (松陵中学校 2年)
- 敦賀納税貯蓄組合連合会長佳作
釜谷 理永 (粟野中学校 1年)
- 岡本 京子 (気比中学校 3年)
- 岩崎 祐奈 (粟野中学校 1年)
- 八木原 瞳 (粟野中学校 3年)
- 尾川 花歩 (気比中学校 3年)
- 北野 流伊 (角鹿中学校 2年)
- 宇田 美来 (松陵中学校 3年)
- 寺谷 瑞菜 (気比中学校 3年)
- 宮崎陽奈子 (粟野中学校 1年)
- 高木 璃乃 (粟野中学校 2年)
- 江戸佑里菜 (粟野中学校 3年)



平成 25 年度 高校生の税に関する 作文入賞者

219 点の税に関する高校生の作文が寄せられました。ご応募ありがとうございました。

- 金沢国税局長賞 「増税に対して」 藤橋 優希 (敦賀高等学校 3年)
- 敦賀税務署長賞 「税について思うこと」 角野健太郎 (敦賀高等学校 3年)
- 「未来を支える税」 橋本 珠奈 (美方高等学校 1年)

増税に対して

敦賀高等学校 3年 藤橋 優希

数多くある税の中で一番私達にとって身近であり、初めに思いつく消費税といえは消費税だ。子どもからお年寄りまで幅広い年代の人々が同じように納めている税金の一つでもある。

最近その消費税についてよくニュースで目にする。現在増税案は、来年四月に八パーセント、再来年十月に十パーセントという形で実現する方向であるようだ。ネットでも賛成意見、反対意見、さまざまな世間の意見が見られるが、私は消費税増税に賛成だ。増税により国民の負担が増えることは確かであるが、年々増加している国の借金をいちはやくどうにかする必要があると思うからだ。今、仮に増税しなかったところで、これから先、国の借金が増加していくことは目に見えるのだから、遅かれ早かれいつかは増税せざるを得なくなるだろう。

しかし、幅広い年代、さまざまな境遇の人々が同じように納める消費税であるからこそ考えなければならない点は多いと思う。例えば低所得者に対する考慮。政府は消費税率を十パーセントに引き上げる際、低所得者に税金の一部を還付するという案を検討している。これについて私は、初めは納得したものの考えてみれば、税金の一部を還付すればその分の支出が増え、実際に収入となる金額は減る。下手をすれば増税前と収入に変化が起らない可能性もあるのではないかと考えた。そ

こで税金の還付をしている国を探してみたところ、そのような国はいくつもあるが、ほとんどが消費税率が十数パーセント以上の国で導入されているということが分かった。つまり消費税率十パーセント、ましてや八パーセントの状態で行うことはあまり得策とは言えないのではないかと。また、還付を行うとなった際、不平等をなくすための政府の段取りもおそらく大変であろう。

そこで私が取り入れてほしいと考える制度が軽減税率だ。軽減税率とは生活必需品の消費税率を下げるという政策なのだが、これなら低所得者の生活に増税の影響が直撃することはないだろう。また増税に反対している国民もこの政策により税負担の軽減を実感しやすくなり、消費税の増税に納得を示す人も少なくないのではないかと考えた。そしてタバコやお酒、娯楽などの税率を十パーセントより高く設定すれば、政府の消費税による収入も増加し、低所得者への負担は大きくなるのではないかと。

この作文を書くことで、身近な消費税について考え直すいい機会となった。少なくとも今の生活が成り立っているのは税のおかげであるということをおぼろげに私達は忘れてはいけないと思う。だからこそ税について考えることは大切なのだ。

復興特別所得税

復興特別所得税が創設されました

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

詳しくは国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

「金地金等の譲渡の対価の支払調書」制度

個人が金地金等を売却した場合、確定申告が必要となる場合があります

個人が金地金等を売却した場合は、総合譲渡所得となり、年間の利益が50万円を超える場合は、次のような計算をします。

- ① 金地金等を購入後、5年以内で売却した場合 ……
売却金額 - 必要経費 - 50万円 = 短期譲渡所得
- ② 金地金等を購入後、5年超で売却した場合 ……
〔売却金額 - 必要経費 - 50万円〕 × 1/2 = 長期譲渡所得

1回の取引金額が200万円を超える場合は、「金地金等の譲渡の対価の支払調書」が買取業者から税務署長に対して提出されます。



国外財産調書の提出制度

国外財産調書の提出制度が創設されました

その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければならないこととされました。

法施行後の最初の国外財産調書は、平成25年12月31日における国外財産の保有状況を記載して、平成26年3月17日までに提出していただくことになります。

詳しくは国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました



個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要のない方を含みます。）について必要となりました。

**税についてのご相談は
正規の税理士に！**

【白色申告の方】 青色申告をはじめませんか？

平成 26 年 1 月から、事業所得等を有するすべての方に、記帳・帳簿等の保存制度が義務付けられました。この機会にぜひ、税法上色々な特典のある青色申告をされることをお勧めします。

青色申告会では、記帳や青色申告の仕方について、会員の方々の相談を行っておりますので、お気軽にご連絡ください！

■ お問い合わせ先：敦賀青色申告会事務局（神楽町 2-1-4 敦賀商工会議所内 TEL：23-6794）

【手書き記帳の方】 パソコンで青色申告をはじめませんか？

全国 8 万人以上の会員企業が導入

パソコン用会計ソフト
ブルーリターン A

5 つの特徴

- ① 低廉な費用で毎年の税制改正に対応
- ② パソコン初心者にもやさしい操作性
- ③ 青色申告特別控除 65 万円の適用
- ④ かんたんイータックス送信機能搭載
- ⑤ 青色申告会事務局がサポート

無料体験版を今すぐダウンロードできます ▶▶▶ <http://www.bluereturna.jp> **ブルーリターン A**

会員斡旋価格 28,350 円（消費税等込み、3 年間の保守契約料 9,450 円を含む）

青色申告の主な特典

1. 青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している方については、一定の要件の下で最高 65 万円を差し引くことができます。また、簡易な帳簿による記帳であっても、最高 10 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

2. 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄の税務署に提出する必要があります。

3. 純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方は、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後 3 年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。また、前年に青色申告されている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

青色申告するためには

青色申告するためには、青色申告をしようとする年の 3 月 15 日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

※新たに開業された方は、原則として開業の日から 2 ヶ月以内に提出してください。

消費税法の改正

消費税法の一部が改正されました

平成24年8月に消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

① 消費税収入の用途が明確化されました。

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

② 消費税率を引き上げることとされました。

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

区分	適用開始日	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率		4.0%	6.3%	※7.8%
地方消費税率		1.0%（消費税額の25/100）	1.7%（消費税額の17/63）	※2.2%（消費税額の22/78）
合計		5.0%	8.0%	※10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

③ 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

消費税法の改正の詳しい内容は国税庁のホームページにて

「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」の特集ページの掲載場所及びURLは、以下のとおりです。

掲載場所： 国税庁ホームページ→（トピックス欄）「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」

URL： <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

敦賀納税貯蓄組合連合会

- ・ 納税資金の備蓄
- ・ 振替納税又は
ダイレクト納付の利用



消費税期限内納付運動実施中！

消費税の納税は期限内に

- 消費税は、消費者からの預かり金的性格を有する税です。事業資金とは区別し、納税のために備蓄をして、納期限までに確実に納税をしましょう。
- 個人事業者の消費税は、「所得税及び復興特別所得税」やその他の公共料金と同じように振替納税が利用できます。
- または、ダイレクト納付をご利用ください。ダイレクト納付は、電子納税の一種ですがインターネットバンキングの契約が不要で、期日を指定して納付することができるなど簡単・便利・確実です。毎月の源泉所得税、法人事業者の消費税、法人税などの納付にも是非ご利用ください。

詳しくは、税務署又は金融機関の窓口でお尋ねください。

★納税貯蓄組合は、納税資金の備蓄と国税、地方税の期限内納付を促進することを目的とする団体です。

納税は安全・便利で確実な口座振替で！

ご利用に当たっては、「預金口座振替依頼書」の提出が必要です。
(ただし、過去に提出済の方は改めて提出する必要はありません。)

平成25年分確定申告は

所得税及び復興特別所得税の場合

3月17日(月)が納付期限ですが **振替納税**を利用すると
4月22日(火)にご指定の口座から振替納付されます。

消費税及び地方消費税の場合

3月31日(月)が納付期限ですが **振替納税**を利用すると
4月24日(木)にご指定の口座から振替納付されます。

(注) 預貯金の不足等で振替できなかった場合、納付期限の翌日から納付日まで延滞税がかかります。

敦賀小売酒販組合

2006年（平成18年）発行の下記デザインの「ビール共通券」記号（A-17とK-3）及び「清酒券」記号（G-8とH-6）は**2014年（平成26年）3月31日**で有効期限をむかえます。

お手持ちのビール共通券・清酒券面の有効期限表記をご確認のうえ、お早めに最寄りの酒類販売店をご利用ください。



敦賀間税会

敦賀間税会では、昨年9月24日に「消費税法改正について」の研修会を、また11月19日には当女性部会主催による「e-Tax研修会」をそれぞれ開催いたしました。

「消費税法改正について」の研修会では、今年4月からの消費税率引き上げを前に様々な項目について詳しく勉強いたしました。今回は特に参加者全員が真剣な表情で講師の話に耳を傾けていました。

また、「e-Tax研修会」では敦賀技術専門学院にご協力いただき、教室をお借りして税務当局より派遣いただいた講師の指導のもと、参加者全員にパソコンで実際の申告を体験していただきました。参加者の皆様には“難しい申告”を実感していただけたと思っております。

今後も税に対する認識を深めるべく、様々な研修会を企画していきたいと考えております。

消費税法
改正研修会



e-Tax
説明会



敦賀商工会議所

嶺南地域の中小企業の皆様へ

嶺南地域中小企業特別相談窓口について

福井県では、敦賀商工会議所に経営に関する相談窓口を設置しています。原子力発電所運転停止の影響を受けている嶺南地域の中小企業の経営改善や、売上増加、新たな事業への取り組み等に際しての課題を抱える企業の皆様は、是非ご利用ください。

なお、企業に出向いての相談にも応じておりますので、お気軽にご相談下さい。

相談窓口では、敦賀商工会議所の経営指導員が、経営に関する課題について相談に応じ、必要に応じて、(公財)若狭湾エネルギー研究センター(技術開発)や(公財)ふくい産業支援センター等の支援機関などといった専門(技術)機関への紹介、取次ぎを通じての支援を行います。

■お問い合わせ先

嶺南地域中小企業特別相談窓口(担当者:受付窓口 松永)
敦賀市神楽町2丁目1-4(敦賀商工会議所 中小企業相談所内)
TEL:22-2611(代) FAX:24-1311
Email:Tcci_Soudan@tsuruga.or.jp



福井県からのお知らせ

自動車の名義変更や廃車手続きを忘れずに

自動車税は毎年4月1日現在の登録に基づき課税されます。自動車を売却したり廃車したりしても登録手続きをしないと、使用していない車にいつまでも税金が課税されてしまいます。自動車を売却や廃車した場合は、必ず運輸支局で移転登録や抹消登録をしてください。

《登録についてのお問い合わせ先》 中部運輸局福井運輸支局 電話 050 (5540) 2057



障害をお持ちの方に対する自動車税等の減免制度について

県では、一定の要件に該当する身体障害者、知的障害者および精神障害者の方などが日常生活を営む上で不可欠な自動車について、自動車税および自動車取得税を減免しています。

減免制度の詳細については嶺南振興局税務部までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

嶺南振興局税務部課税課 電話 0770 (56) 2223
自動車を取得される場合 福井県税事務所分室 電話 0776 (35) 6940



免税軽油の申請について

2月から4月は、農業をされる方の申請が多いため、免税証の発行に時間がかかっています。余裕を持って、免税証が必要となる1ヶ月前までには申請をしてください。

免税軽油の申請や免税証の受け取りは郵便ですることができます。窓口までお越しいただく手間が省けるほか手続きに係る日数も短縮できますので、お急ぎの方は郵便による申請や受け取りをご利用ください。

免税証の交付事務は福井県税事務所で行っています。申請書類等の郵送や免税証ができる時期の確認、手続き方法の詳細等については福井県税事務所軽油引取税課にお問い合わせください。

《お問い合わせ先・郵送での提出先》

福井県税事務所軽油引取税課
〒910-8555 福井市松本3丁目16-10 電話 0776 (21) 0022



頑張る企業を応援します！

経営に関してお困りのことはありませんか？

「小規模事業者の経営課題の解決・経営力向上を支援！」

窓口相談・専門家派遣を実施しています。

「全国商工会推奨経理ソフト「ネット de 記帳」の導入支援！」

インターネットで出来る便利な経理システムです。

導入からサポートまでお気軽にご相談ください。

■ お問い合わせ先：わかさ東商工会

(本所)0770-45-0222 (美浜支所)0770-32-0121 (上中支所)0770-62-0088

平成26年度から 個人住民税の均等割の税率が改正されます

東日本大震災をふまえ、国は全国の地方自治体が緊急に実施する防災・減災事業について、その財源を自主的に確保できるよう、地方税の臨時特例に関する法律を制定しました。

この法に従い、平成26年度から平成35年度までの間、臨時の特例措置として個人住民税の均等割の税率が以下のとおり引き上げられます。住民の皆様にはご理解をお願いいたします。

税 率

個人住民税の均等割の税率を1,000(円/年)引き上げます。

	現 行 平成 25 年度	改正後 平成 26 年度より
市(町) 民 税	3,000 円	3,500 円
県 民 税	1,000 円	1,500 円
合計(住民税)	4,000 円	5,000 円

臨時特例措置の期間

平成26年度から平成35年度までの10年間

根 拠 法 令

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律



第3回 税に関する絵はがきコンクール

平成25年度夏休み、敦賀市内の小学校5・6年生を対象に「第3回絵はがきコンクール」を開催いたしました。今回は709点の力作が各校から寄せられました。本年は審査委員会に敦賀税務署長、法人統括官、また審査委員長には新世紀美術作家協会会員、敦賀市文化協会美術部門長の谷口さやか氏をお迎えし、当会結成の審査委員会で公正な審査のもと、29名の児童が個人賞を受賞、学校賞を咸新小学校が受賞されました。入賞者には賞状と記念図書カードが授与され、最優秀作品については県法人会連合会、全国法人会連合に出品されます。

入賞作品は11月1日「税を考える週間ファミリーコンサート」会場、11月3日～15日の期間福井銀行敦賀支店ロビーをお借りして展示会を行いました。また、期間中11月2日には「教育フェスタ敦賀2013」に出展、期間中、のべ1万3000人余りの方にご入場いただきました。

租税教育の一環として始めたこの活動は、昨年度より国税庁の後援、本年度は敦賀市よりご後援をいただきました。併せ、関係各位の皆様の多大なるご尽力をいただきましたことをご報告申し上げますとともに心より感謝申し上げます。

審査結果

学校賞 咸新小学校

最優秀賞

藤村 聡希(粟野南小5年)

敦賀税務署長賞

安田 匠(敦賀南小5年)

敦賀市長賞

森 美琴(敦賀南小5年)

敦賀教育長賞

山瀬ことの(敦賀南小5年)

忠地 一磨(咸新小6年)

敦賀法人会長賞

領家 明代(敦賀南小6年)

三好 葉鈴(粟野南小5年)

敦賀法人会女性部長賞

山内 崇雅(黒河小6年)

坂口 綾乃(黒河小5年)

優秀賞・5年生

村中沙弥香(中郷小)

矢部 倫乃(敦賀南小)

大矢ひかる(中郷小)

戸嶋 彩織(敦賀南小)

田口あいら(中郷小)

古川 由真(粟野南小)

宮本さくら(粟野南小)

遠藤三千乃(敦賀西小)

川端 紘凱(粟野南小)

木村 朱里(黒河小)

優秀賞・6年生

清水瑚太郎(粟野南小)

高畑 心温(咸新小)

中山 七海(粟野南小)

杉原 真寛(敦賀西小)

小池 彩華(咸新小)

武岡 知恵(敦賀西小)

夢田晃一郎(咸新小)

和田 萌楓(中央小)

積 美由紀(咸新小)

河口 麗菜(松原小)

審査委員長総評

昨年を上回る多数の応募点数となりましたこの度のコンクールは、内容的にもレベルアップし、今までにない表現方法も随所に見られ、密度の濃い作品が多かった事に、嬉しい審査となりました。…(中略)

子どもにとってはがきサイズの小さな画面に思いを表現することはとても難しい事です。話したいことが多ければ、おのずと画面にも多くのことが表現されてきます。小さな画面だからこそ、主張したいことを整理することが強い画面になっていくのだと感じました。社会一般の税に対する理解、認識を深め、納税意識を高める機会になればとの願いで発足した会のコンクールですが、趣旨にかなったよいコンクールになったのではないかと思います。

敦賀法人会新規会員募集のご案内

もっと税知識に自信を持ち、積極的な経営を目指したい!

時代を先読みできる経営者としての眼を持ちたい!

そんな経営者の皆様の入会をお待ち致しております。

◎入会のメリット.....

- 最新の税知識を習得することができます。
- 税務署に対する苦手意識を解消できます。
- 公平な税制の実現をアピールできます。
- 多彩な業種の人と接することで、経営ノウハウの吸収に役立ちます。
- 一流講師の講演会に参加でき、時代に敏感な眼を養えます。
- 青年経営者や女性を対象とした各種研修に参加できます。
- 企業防衛から経営者個人の備えまで充実した福利厚生制度が利用できます。
- 最新の税制ニュース、経済・経営の情報を会報や出版物等で知ることができます。